無料で駐車場を解放

8月1日から3月31日まで 警察署新庁舎の敷き地

市は、八月一日から四十六年三月三十一日までの八か月間、左図の警察署新庁舎の敷き地（理研通り四ッ角）を無料駐車場として解放することにしましたので、自由にお使いください。

ただ、車の出入りが困難になると困りますので、駐車場部分と通路部分の区別をロープですることにしました。整とんしてご利用ください。

なお、敷き地面積は二千五百五十平方㍍（七百七十二・七九坪）ですので、普通乗用車が約百台駐車できる予定です。

なお参考までに市内の駐車禁止区域を紹介してゆきます。

・駐車禁止区域

◇国道八号線の全線、旧国道の白根浄水場まで、裏町通りの理研通りから諏訪ノ木渋谷自転車店まで（奇数月は東側、偶数月は西側）県道白根―新津線の臼井地区内、仙庵小路、中央通り、みの口、県道新潟―庄瀬―新飯田線の新飯田地区内、白根保育園前。

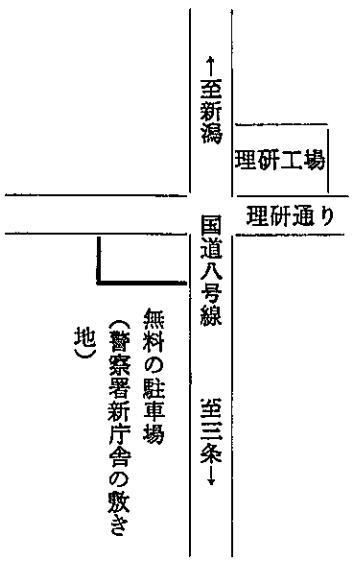

水害で九千八百万円

床上三十五、床下四百三十世帯

七月十七日の夕方から降り始めた雨は、翌十八日の午前七時までに百七十一ミリ降り、市内の被害は、床上侵水三十五世帯（百六十三人）、床下侵水四百三十世帯（千八百十人）、そのほか農業関係、商工関係、公共施設、堤防などに、合計九千八百七十一万四千円の被害がありました。

床上、床下侵水があった健生病院付近

ことしの降雨量百七十一ミリは、昨年の水害のときの降雨量二百六十六・四ミリより九十五・四ミリ少ないわけですが、市内の旭町、桜町などの住宅と、信濃川沿線の水田などに被害を与えました。

ことしの最高水位は、中ノ口川の白根橋で四・四二㍍、信濃川の庄瀬地区で五・四二㍍、大郷地区で四・一一㍍あり、これは、昨年の最高水位中ノ口川四・九〇㍍、庄瀬地区五・九七㍍、大郷地区四・二二㍍より少なくなっています。

り災証明

り災（住家、商品など）されたかたで、所得税や事業税などの減免手続きをするためり災証明が必要な人は、市民課窓口で証明書を発行していますのでお出かけください。

被害の状況

床上侵水＝三十五世帯（百六十三人）、十五万五千円。床下侵水＝四百三十世帯（千八百十人）、四十三万円。公共施設（臼井プール）＝三十万円。商工業関係＝二百四万九千円。堤防（七か所）＝三百五十万円。水稲＝七百九十四㌧で六百八トンの減収、八千五百十二万円。野菜＝十一㌧で百五十五トンの減収、六百二十万円。果樹＝一・五㌧で十六トンの減収、九十六万円。合計九千八百七十一万四千円。

水害の場合の税の減免

このたびの豪雨で水害を受けられたかたには、次のような税金の軽減などの制度がありますので、該当されるかたは手続きをしてください。

なお、手続きは八月十日ころまでに必要な書類をそろえて、市役所税務課へ提出してください。用紙は税務課にありますので、わからないことなどもあわせてお聞きください。

市税について

1.床上浸水し、下壁などに著しい損傷を受けた家屋の固定資産税の一割を減免します。なお、右の程度以上の被害の場合は、その状況に応じてさらに増加の減免をします。

2.一にあてはまるような被害で、家財などに相当の被害を受けた場合は、その程度によって災害後の市税について徴収猶予ができます。

3.住家や家財の損害額が本年中の所得金額の一割をこえるときは、来年度の住民税で雑損控除が受けられます。

また、事業所得者で、商品や事業用の機械などに損害を受けた場合で、その損害額（保険税など補てんされた額を除く）が本年中の合計所得金額の一割をこえる場合は、そのこえる金額を確定申告のとき雑損控除することができます。

2.商品や事業用の機械などに損害を受けた場合は、その損害額（保険などで補てんされた額を除く）を本年中の事業所得の計算をするとき必要経費にすることができます。

3.住家や家財に損害を受けた場合で、その損害額（保険などで補てんされた額を除く）が、その住家や家財の価格の半分以上となり、しかも本年中の合計所得金額が二百万円以下の人は、その所得に応じて税額の免除や軽減を受けることができます。ただしこの適用を受ける場合は、一の雑損控除を受けることができません。

4.給与所得者が住家や家財などについて損害を受けた場合、一の雑損控除か3の減免のどちらかの適用を受けることができますが、3の減免の適用を受ける場合は、給与の支払い者に手続きをしなければいけません。

5.災害による被害が大きいため、納めるべき所得税が納められない場合、その被害の程度によって納税の猶予ができます。

事業税について

事業税は、所得税、住民税のように雑損控除の制度はありませんが、商品や事業用の機械などの資産に損害を受けた場合は、損害額（保険などで補てんされた額を除く）を本年の事業所得の計算をするとき必要経費にされます。

社会通信教育受講者研究集会のご案内

1.とき　八月二日（日）午前十時から午後三時まで。

2.ところ　長岡市の県立長岡大手高等学校（長岡駅裏口から徒歩で十分）

3.対象者　文部省認定社会通信教育のうち、次の課程を受講している人（中央講師の面接指導があります）孔版、速記、保育、文化服装、きもの、ブレイン式洋裁（簡易洋裁）英語、書道、ペン習字、電気、大電気科、ラジオ工学、レタリング、設計製図。

なお、当日の日程などの問い合わせは、教育委員会の社会教育課（電話七二―二一五三）へしてください。

全国スポーツ少年大会 市内から18人が参加

七月二十六日から三十一日までの六日間、山梨県の本栖湖青少年スポーツセンターで開かれる「全国スポーツ少年大会」に県内から二十人の少年が参加しますが、そのうち市内から十七人の少年が参加することになり、七月二十五日、県の指導者として参加する堤正男さん（四六―七軒）とともに出発しました。

市内から参加する人は次のとおりです。

堤正男（七軒）県の指導者
大場雅夫（中央通り）斉藤俊和（魚町）田村秀夫（桜町）和田彰（能登）栗山温子（同）寺沢美千代（中央通り）長井祐枝知（七軒）本間三男（同）福島賢一（諏訪ノ木）小林純一（七軒）堤佳代子（同）堤孝昭（同）長井幸雄（三ノ町）中山慎二（諏訪ノ木）高橋明（五六ノ町）大矢直幸（五六ノ町）中野剛（三ノ町）

お忘れになっていませんか

―小企業振興資金―

1.対象企業　市内に住んでいるか、市内に主たる事業所を経営する商工業、運送業、サービス業などを営む人で、常に二十人未満の従業員（商業、サービス業は五人未満）がいる個人か法人。

2.使途　運転資金か設備資金。

3.限度額　運転資金三十万円以内、設備資金五十万円以内（ただし運転、設備資金を合わせて五十万円が限度です）

4.利率　運転資金日歩二銭六厘以内、設備資金年九分以内（運転、設備資金とも、年三分以内を市が利子補給します）

5.期間と返済方法　運転資金＝六か月以内で、二か月据え置き四回元金均等償還。設備資金＝三年以内で、六か月以内据え置き三十回以内の元金均等償還。

6.担保と保証人　運転資金＝市内居住者ひとり、設備資金＝市内居住者ふたり。

7.申し込み先　市役所商工課。

8.申し込み時期　運転資金＝四月、八月、十二月の五日まで。設備資金＝五月、九月の五日まで。

八月三日図書館を盛り上げる会設立総会

市立図書館の発展を願い、市民の文化向上に奉仕する「図書館を盛り上げる会」が、近く誕生することになりました。この会の結成準備は、昨年の秋ごろから進められ、どなたも自由に入会できるものです。すでに約二百人の会員が入会しており、八月三日（月）午後一時三十分から産業厚生会館で設立総会を開きスタートします。

県下でも珍らしい「図書館を盛り上げる会」だけに、今後の活躍が期待されております。なお、詳しくは、市立図書館（電話七二―二一五三）へ連絡してください。

保健課便り

母子健康センターのご案内

（午後1時30分～2時30分）

しごと	8月	該当者
離乳食実習	7日第1金曜	45年4月中に生まれた乳児
妊婦検診	11日第2火曜	妊娠7か月を過ぎた人
妊婦検診	12日第2水曜	妊娠7か月に満たない人
3か月乳児検診	18日第3火曜	45年5月中に生まれた乳児
6か月乳児検診	19日第3水曜	45年2月中に生まれた乳児
3歳児検診	21日第3金曜	42年7月中に生まれた幼児
母親学級	25日第4火曜	45年7月中に妊娠届けをした人
産後相談	27日第4木曜	45年6月21日から45年7月20日までに母子健康センターか自宅で分娩した人

※母子健康センターへ入所希望の人は毎月妊婦検診を受けてください。

※母子手帳を忘れないで持ってきてください。

ゴミの収集に協力を

8月は1年中で最もゴミの排出量が多くなります。また、水分を多く含んだ野菜やくだものなどのゴミも多くなりますので、収集や焼却作業がスムーズにゆくよう、衛生センターは次のことを呼びかけています。ご協力をお願いします。

1. 台所のゴミは、充分水を切ってから袋に入れてください。
2. ゴミは袋づめにして、悪臭や衛生害虫の発生を防ぎましょう。
3. 市日に出店する人は、ダンボール箱か袋づめにして、ゴミはかためておいてください。

診療時間内に診療を受けましょう

□診療時間内に治療を受けた場合、初診料、再診料、往診料などの基本料金だけ支払えばよいのですが、時間外に診療を受けると若干個人負担が高くなりますので、急患を除き、診療時間内に治療を受けるようにしましょう。

□市医師会は、8月1日から診療時間を次のように決めましたのでお知らせします。

◇午前9時から12時まで ◇午後2時30分から6時30分まで

- 急患の場合は時間外でも受け付けます。
- 時間外に診療を受けた場合、国民健康保険から給付されないで、全額個人負担となる場合がありますのでご注意ください。

日曜、祭日の当番医

急患に対する日曜、祭日の当番医を、8月から次のように行ないますのでお知らせします。

□日曜、祭日でも、かかりつけの医師が自宅におられる場合は診療してくれます。もしかかりつけの医師が自宅におられない場合は、当番医が診療してくれるか、その症状にあった専門の医師を紹介してくれますので、当番医に電話連絡してからお出かけください。

□当番医は、自宅での診療と患者などの連絡のため、往診をしないことになりました。

□当番医の診療時間は、午前9時から午後6時までです。

□健生病院は、いままでどおり日曜、祭日、夜間でも、宿直医がおります。

8月の日曜、祭日当番医

月日	医師名	地区	電話番号	診療科目
8. 2	真柄医院	鷲巻	大野02527 7－2011	産婦人科、内科 外科、眼科
8. 9	北条医院	白根	72－2240	外科、耳鼻咽喉科
8.16	渡辺医院	茨曾根	月潟025375 2124	内科、小児科
8.20	大井医院	白根	72－3895	眼科
8.30	田辺医院	白根	72－2076	眼科